【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合）

**第一条の八の二**　法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等（同項に規定する売付け勧誘等をいう。第二条の十二において同じ。）に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合）

**第一条の八の二**　法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等（同項に規定する売付け勧誘等をいう。第二条の十二において同じ。）に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

（改正前）

（新設）